

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 臨港道路清掃業務
- 2 委託期間 令和 年 月 日から
令和6年6月20日まで
- 3 業務委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道

住 所
受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）及び別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 委託者は、設計図書等（設計図書及び要領をいう。以下同じ。）に掲げる委託書が管理する道路の清掃業務（以下「業務」という。）の処理を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。
- 3 受託者は、頭書の委託期間において業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、免除する。

(業務処理計画書)

第3条 受託者は、この契約締結後7日以内に設計図書等に基づいて業務処理計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務処理計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対しその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により委託期間又は設計図書等を変更した場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務処理計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのを「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただしあらかじめ、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称

及び委任し、若しくは請け負わせた業務の内容を委託者に通知しなければならない。

(業務担当員)

第6条 委託者は、業務担当員を定めたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。
業務担当員を変更したときも同様とする。

2 業務担当員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、設計図書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)業務の目的を達するため、業務の処理について、受託者の業務処理責任者に対して指示すること。

(2)設計図書等の記載内容に関する受託者の業務処理責任者の確認の申出に対して承諾を与え、又は質問に対して回答すること。

3 第2項の規定による業務担当員の指示又は承諾は原則として、書面により行わなければならない。

4 この契約書に定める書面の提出は、設計図書等に定めるものを除いて、業務担当員を経由して行うものとする。この場合においては、業務担当員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務処理責任者)

第7条 受託者は、業務の処理について業務処理責任者を定め委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

2 業務処理責任者は、この契約の他の条項に定めるもののほか、業務の管理及び統轄を行う権限を有する。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限（委託単価の変更、最低保証額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、第10条に係る事項並びにこの契約の解除に係るものを除く。）のうち業務処理責任者に委任したものがあるときは、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(業務処理責任者等に対する措置請求)

第8条 委託者は、業務処理責任者又は受託者の使用人若しくは第8条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の処理につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示して、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、業務担当員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示して必要な措置を採ることを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(業務処理状況報告)

第9条 受託者は、設計図書等に定めるところにより、業務処理状況について委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、次の各号に掲げる事実が生じたときは、その旨を直ちに委託者に報告し、その指示を受けなくてはならない。

- (1)業務の処理につき事故、又は第三者に損害が生じたとき。
 - (2)業務の処理につき道路若しくは道路付属物を損傷したとき。
 - (3)その他業務の処理に支障を及ぼす事態が生じたとき。
- 3 受託者は、次の各号に掲げる事実が生じたときは、直ちに委託者と協議しなければならない。
- (1)設計図書等で定める以外の方法により業務を処理する必要があると認められるとき。
 - (2)業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- 4 受託者は、前2項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者にその処理経過、結果等を報告するものとする。
- (設計図書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第10条 受託者は、業務の内容が設計図書等又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において業務担当員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、修補に係る費用の一切は受託者の負担とする。ただし、当該不適合が委託者の指示若しくは委託者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

(設計図書等の変更)

第11条 委託者は、業務の内容又は処理方法等の変更があると認めるときは、当該変更の内容を受託者に通知して、設計図書等の内容を変更することができる。

2 委託者は、前項の規定により設計図書等を変更したことにより、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更及び業務の一時中止)

第12条 委託者は、必要と認めるときは、委託期間を短縮し若しくは延長し、又は業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により委託期間を変更又は業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、委託期間若しくは設計図書等を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務委託料の変更方法等)

第13条 業務委託料の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者がその変更理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第14条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受託者は、あらかじめ、業務担当員の意見を聴かなくてはならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受託者は、その採った措置の内容を業務担当員に直ちに通知しなければならない。

- 3 業務担当員は、危険等を防止するため必要があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第15条 この業務の処理につき生じた損害(次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。)については受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては 委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 この業務の処理につき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該損害のうち委託者の指示、その他委託者の責めに帰す理由により生じたものについては、委託者が負担する。ただし、受託者が委託者の指示が不適當であることを知りながら、これを委託者に通知しなかった場合、又は受託者が善良な管理者の注意義務を怠った場合はこの限りではない。
- 3 前2項の場合、その他業務の処理につき第三者との間に紛争を生じた場合は、委託者と受託者が協力してその処理解決にあたるものとする。

(実績報告)

第17条 受託者は、業務が完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会の上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査に合格したときは、直ちに当該成果品を委託者に引き渡さなければならない。
- 4 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第18条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 委託者は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 委託料の支払場所は、石狩湾新港管理組合会計管理者の勤務の場所とする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第19条 委託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、委託期間の業務完了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、その委託料の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により、第22条第2項の業務委託料の支払が遅れた場合は、受

託者は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その委託料の額につき年 2.5 パーセントの割合で、委託者に対して遅延利息の支払を請求することができる。

(前金払)

第 20 条 受託者は、業務委託料の 10 分の 3 以内の前金払を委託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 に相当する額を超えるときは、その減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、業務委託料が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

6 委託者は、受託者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(検査の遅延)

第 21 条 委託者がその責めに帰すべき理由により、第 17 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から履行確認をした日までの日数は、第 18 条第 2 項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合には約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条の規定を適用する。

(第三者による代理受領)

第 22 条 受託者は、委託者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に第 18 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(秘密の保持)

第 23 条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の解除権)

第 24 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達す

ることができないものと認められるとき。

(3) 第 26 条に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第 24 条の 2 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び第 27 条の 2 において「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第 28 条の 2 において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 受託者が納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第 28 条の 2 において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつ

たとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は石狩湾新港管理組合財務規則（昭和 53 年規則第 7 号）第 112 条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第 24 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 24 条の規定により、この契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 25 条 委託者は、第 24 条に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害があるときは、委託者は、そ

の損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(受託者の解除権)

第 26 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 委託者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

(2) 第 12 条の規定による中止期間が委託期間の 2 分の 1 に相当する日数（その日数が 30 日を超えるときは、30 日）を超えたとき。

2 前条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(解除の効果)

第 27 条 契約が解除された場合において、委託者は解除された日までの業務の処理実績について、その履行を確認し、確認された履行実績に対する委託料を受託者に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(不正行為に伴う賠償金)

第 27 条の 2 受託者は、この契約に関して、第 25 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の 10 分の 2 に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に規定するものであるとき又は同項第 6 号に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

(相殺)

第 28 条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第 29 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。